

令和3年 第8回
教育委員会定例会会議録

令和3年8月23日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2571号
令和3年第8回定例会

日 時 令和3年8月23日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室（テレビ会議）

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	中 村 博
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	湯 川 康 生
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	河 本 良 江
	図書文化財課長	江 村 信 行
	学 務 課 長	佐々木 貴 浩
	学校施設担当課長	増 田 祐 士
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	藤 井 俊 輔

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
- 2 小学校就学前の子どもを対象とした各種学校の利用支援について
- 3 港区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 4 港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について
- 5 港区立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
- 6 港区立港南小学校仮設校舎の設置について
- 7 令和4年度区立小学校特別支援学級で使用する教科用図書（一般図書）の採択について
- 8 令和4年度区立中学校特別支援学級で使用する教科用図書（一般図書）の採択について
- 9 東京都における緊急事態措置等に係る期間の再延長を踏まえた施設及び事業の対応について

日程第2 報告事項

- 1 令和4年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について
- 2 令和3年度採用港区奨学生の選考結果について
- 3 港区スポーツセンター競技場2の臨時休止の延長等について
- 4 港区立三田図書館予約資料受取棚等の購入について
- 5 令和4年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について
- 6 港区立芝浜小学校開校に伴う学校選択等について
- 7 港区立芝浜小学校什器等及びちゅう房機器の購入について
- 8 港区立東町小学校内の私立認可保育園の運営のための使用許可期間の延長について
- 9 港区立御田小学校改築に伴う通学手段について
- 10 令和3年度第1回いじめ問題対策会議の報告について
- 11 港区学校情報安全対策基準の改定について
- 12 校務支援システムの更改及び園務支援システムの導入について
- 13 緊急事態宣言発令期間の延長に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について
- 14 後援名義等の7月使用承認について
- 15 生涯学習スポーツ振興課の7月事業実績について
- 16 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 17 生涯学習スポーツ振興課の9月事業予定について
- 18 図書館の7月分利用実績について
- 19 図書館・郷土歴史館の7月行事实績について
- 20 図書館・郷土歴史館の9月行事予定について
- 21 みなと科学館の7月利用状況について
- 22 9月教育人事企画課事業予定について

「開会」

○教育長 おはようございます。ただいまから令和3年第8回港区教育委員会定例会を開会をしたいと思います。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、山内委員にお願いをしたいと思います。

○山内委員 承知しました。

○教育長 よろしく願いいたします。

日程第1 審議事項

1 港区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

○教育長 それでは日程第1審議事項に入ります。議案第54号「港区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」、ご説明をお願いいたします。

○教育長室長 議案第54号「港区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」でございます。資料ナンバー1-3を御覧ください。

教育委員会定例会の開会日を運営上の都合により、毎月第2月曜日に変更するため、港区教育委員会会議規則を改正することについて、ご審議を頂きます。

参考としまして、下線囲みに現行の会議の開会日程に関する規定をお示ししております。第3条に委員会は定例会及び臨時会としており、同条第2項で「定例会は、毎月第2火曜日に開会」し、その日が休日のときは翌日とする。ただし、「教育長は期日を変更し又は休会することができる」とございます。第11条では、開始時間を規定しております。今回変更はございません。

改正内容は、定例会の開会日、「第2火曜日」を「第2月曜日」に改めるものでございます。

施行期日は、令和3年9月1日でございます。

資料ナンバー1-2、新旧対照表を用いて、規則をどのように改めるかをご説明いたします。表の下段が現行、上段が改正案となっております。

下線のとおりに改めます。第3条第2項を改正案のとおりといたします。現行の「毎月第2火曜日」を「第2月曜日」に変更しますと、月曜日が休日の場合は翌日が火曜日になってしまうこと、また実際には概ね前後直近の日となるよう、教育委員会開会日を設定していくことから、実情に合わせて文言を整理いたしました。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第54号について、原案どおり可決することにご異議はございま

せんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第54号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

2 小学校就学前の子どもを対象とした各種学校の利用支援について

○教育長 次に議案第55号「小学校就学前の子どもを対象とした各種学校の利用支援について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 議案第55号「小学校就学前の子どもを対象とした各種学校の利用支援について」でございます。資料ナンバー2、2枚目を御覧ください。

幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない幼児が通学する各種学校の利用料を負担する保護者に給付を行うものでございます。

1番の「背景・経緯」でございます。令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化開始後、課題となっておりました無償化の対象となる施設に通わない幼児であっても、集団活動に定期的に参加している実態があること、その支援についてになります。

参考資料を御覧ください。右から二列目の「子ども・子育て支援事業」いわゆる13事業と呼んでおりますけれども、そのうち④番の位置づけの中で、国は給付事業を創設いたしました。

説明資料にお戻りいただきます。港区におきまして、無償化から外れた幼児・保護者への支援に向けまして、国の地域子ども・子育て支援事業としての新たな給付事業を捉えて、一定の要件を満たす各種学校に通学する満3歳以上の小学校就学前の幼児に係る保育料を負担する保護者に給付を行います。

2番になります。対応です。給付金額は、幼児1人当たり月額上限2万円です。対象、施設の要件は、職員の有資格の割合や施設の開所状況などにより、決定をいたします。

裏面を御覧ください。(4)にありますとおり、今後の見通しとしましては、近年の国際化の進展や英語の教科化など、外国語で幼児教育を行う増傾向にあります。今後も継続して対象者が増える見込みとなっております。

なお、認可外保育施設は今回対象にはなりませんけれども、港区においては認可外保育施設は無償化の対象となっていることから、本事業の給付対象にはなりません。

3番の対象者数になります。要件に合致する対象施設は、港区内では二つのインターナショナルスクールとなります。区内の施設として70人、区境1キロ圏内の各種学校へ通う区民想定数30人を入れて、100人程度としております。

4番の今後のスケジュールです。今後、第3回定例会にて補正予算を上程いたします。各種整備、審査、決定を経て、年内の支給開始を予定しております。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

山内委員、どうぞ。

○山内委員 今のご説明ですと、対象者というのは、対象施設をもう想定してというか、限定してというふうにありましたけれども、それ以外では実際に対象の施設がもっと多いということはありませんか。

○教育長室長 これは予算の規模を示すために先に区境1キロとありましたが、それを越えても、港区民がそういった対象の施設に通っていれば対象となります。

実際、朝鮮学校なども入るのですけれども、今確認したところ、現在、港区民で朝鮮学校に通っている3歳、5歳の幼児はいなかったとか、そういったことは確認をしております。

広く制度を周知して、対象の審査をした上で、かなえば給付の対象になりますので、あくまで今回は予算規模を出すために調整したものです。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。

寺原委員、どうぞ。

○寺原委員 背景・経緯のところからすると、この支援の趣旨は保護者の経済的負担の軽減というところから始まっているのだと理解するのですが、今回、結果としてはインターナショナルスクールの対象だということで、多分一般的に考えると経済的には比較的余裕がある方が通わせているのかなと思うので、趣旨と一致していないような気がするのですが、その辺はどのように考えればよろしいのでしょうか。

○教育長室長 ご指摘のとおり、やはり実際に通われているニーズがしっかりあるのかどうかというものが大事だと思っております。令和元年の保育料の無償化が開始したときに、ちょっと電話での取材をしたのですけれども、インターナショナルスクールの方に「私たちもこの無償化の対象となるのでしょうか」というような問合せがかなり来たそうです。ですので、今寺原委員おっしゃったように経済的に特に大丈夫という方もいらっしゃるのですが、中にはここには関心のあるという保護者もいるということから、そういったニーズを捉えて制度としてつくっていきたくないと。

また、限られた数でもありますので、直接出向いてニーズなどを再調査しながら進めていきたいと思っております。

○寺原委員 先程山内委員からもあったように、そのほかに、一般的に考えてより困っていらっしゃるであろう対象の子らが仮に抜けて、このインターナショナルスクールの方がというところとちょっと違和感があるのですけれども、ほかが別になくてということであれば、許容範囲かなと思うので、その辺りが逆転現象がないようにだけしていただければいいのかなと思います。

○教育長室長 周知の工夫を含めまして、広くニーズにあるところに寄り添えるように進めたいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

今、各委員の方からもお話がありましたように、今回は国の無償化の中で漏れのないような形での、ある意味最後の網をかけた部分になりますので、PR等をきっちりして、皆様のご指摘に当たらないように、漏れがないような形で、きちんと支援の方をしていきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いをしたいと思います。

それでは採決に入ります。議案第55号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第55号については、原案どおりに可決することに決定をいたしました。

3 港区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に議案第56号「港区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明をお願いします。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました議案第56号「港区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

本日付議案資料ナンバー3-4を御覧いただけますでしょうか。

港区立図書館における電子書籍サービスの開始及び資料の貸出数量の増量についてでございます。まず項番の1「電子書籍サービスの開始」です。

(1) サービスの概要です。電子書籍サービスは、365日・24時間、いつでも、どこにいても、インターネットを通じて港区立図書館の電子書籍の検索・貸出し、返却、閲覧ができるサービスでございます。利用者は自宅にいながら自分の端末で電子書籍を借りて読むことができるため、新型コロナウイルス感染症対策としても有効です。文字の大きさ変更、音声読み上げ機能に対応している電子書籍もあり、読書バリアフリー対策としても有効でございます。

図書館向けの市販の電子書籍のほかにも、港区の行政資料や郷土資料を電子化して電子書籍として利用することができるため、貴重な所蔵資料の有効活用も進むと考えています。図書館で本を置くスペースが不要となるということもあり、資料の紛失、汚破損、貸出し、予約、督促業務などもなくなるというメリットもございます。

(2) 利用対象者でございます。港区立図書館利用対象者のうち、港区在住・在勤・在学の利用者ということになります。

(3) です。貸出数量は5タイトル以内、貸出期間は2週間以内です。

(4) 購入タイトル数ですが、これは年度内にかけて5,000タイトル程度を購入する予定になっております。

項番の2「資料の貸出し数量の増量」です。

(1) 貸出数量です。こちらは紙の図書のことも含めましての資料でございますけれども、図書等は現在、現行10冊以内となっておりますが、これを15冊以内に増量いたします。またCDは、現行3タイトル以内を5タイトル以内に増量いたします。ビデオテープとDVDの方は変更ございません。電子書籍が新たに加わりまして、5タイトル以内ということになります。

(2) で予約数量についてですけれども、貸出数量の増量に合わせて、予約できる数量も増

量いたします。記載のとおりでございます。

項番の3「実施時期」ですが、令和3年11月1日からでございます。

項番の4で「利用者登録の更新」についてです。令和3年の9月から利用者登録の更新制を導入いたします。現行は最終利用日から2年間の有効期間ということですので、ずっと利用していればずっと使えたということなのですけれども、今回、電子書籍サービスの導入という関係がございまして、定期的に資格を確認するために、2年ごとの登録更新制に改めるということになります。

項番の5「今後のスケジュール（予定）」です。令和3年9月、利用者登録更新制を開始します。令和3年10月に広報みなとに掲載します。令和3年11月、電子書籍サービスの開始、資料の貸出数量の増量の開始となっております。

次に、本日付議案資料ナンバー3-3を御覧いただけますでしょうか。港区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則でございます。審議内容でございます。

港区立図書館において電子書籍サービスを開始するとともに、図書館資料の館外利用における貸出数量を増量し、利用カードの有効期間の更新制を導入するため、港区立図書館条例施行規則の一部を改正するものでございます。

改正の概要は記載のとおりでございます。施行期日についても記載のとおりでございます。

規則の改め文、新旧対照表はナンバー3のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第56号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第56号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

4 港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

○教育長 次に議案第57号「港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、私の方から「港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」ご説明させていただきます。資料ナンバー4-2を御覧いただければと思います。

審議していただく内容としましては、令和4年度に新規開校予定の芝浜小学校について、施設が予定どおり竣工が見込まれておりますので、条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定をお願いしたいと思います。

スケジュールにつきましては、令和4年の1月に芝浜小学校の方の整備が終わる予定で、令和4年4月からは芝浜小学校が開校となっております。

ちなみにですが、今、8月には一番上の屋上面が出来上がるので、躯体は全部立ち上がるということが明確になっておりますので、遅れることは多分ないと考えております。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第57号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それではご異議がないようですので、議案第57号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

5 港区立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に議案第58号「港区立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、本日付資料ナンバー5-3に基づきまして、ご説明させていただきます。

「港区立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」でございます。

先程、令和4年4月に芝浜小学校が開校するという予定でご説明させていただきましたが、それに伴いまして、通学区域に関する規則を一部改正をさせていただきます。

内容につきましては、まず今の芝浦小学校のところに芝浜小学校が入ってきますので分割をするという内容と、その分割をされることによって、港南中学校の方に芝浜小学校という位置づけを設定しなければいけないので、そこに追加をされるという内容になってございます。

こちらの芝浜小学校及び芝浦小学校につきましての通学区域につきましては、令和2年3月27日にこちらの臨時会の方で審議決定されておりますので、その施行日を令和4年4月1日とさせていただきます。

スケジュールについては記載のとおりでございますが、学校選択制については後程ご報告をさせていただきます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第58号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第58号については、原案どおりに可決することに決定をいたしました。

6 港区立港南小学校仮設校舎の設置について

○教育長 次に議案第59号「港区立港南小学校仮設校舎の設置について」ご説明をお願いいたし

ます。

○学校施設担当課長 それでは議案第59号「港区立港南小学校仮設校舎の設置について」ご説明いたします。

港南小学校の必要普通教室数が令和5年度に最大40学級になる見込みです。本校舎内に必要教室を確保することが困難なことから、特別教室の一部を仮設校舎に設置し、普通教室を確保するものです。新たに設置する賃貸借契約の仮設校舎は、令和4年度中に小学校校庭の一部に設置するというものです。

1番です。「児童・学級数の推移」です。令和3年度児童数・学級数の推計によると、港南小学校は、令和4年度には39学級、令和5年度には40学級が必要となり、その後横ばいに推移するということです。なお、令和9年度からは減少に転じていきます。

2番目です。「35人学級実現への仮設校舎設置の必要性」についてです。

まず、これまでの経緯について、ご説明いたします。港南小学校はこれまで児童数増加に伴い、平成27年度からランチルーム等の改修を行い、普通教室を確保してまいりました。本年度4月の法改正により、学級編成の標準が35人学級へ引き下げられたというところで、令和3年度から令和7年度にかけ、段階的かつ計画的に35人学級への教室の整備を進めることとしております。

現在の港南小学校は38学級で運営してございます。今後の改修予定は、令和3年度、本年度になりますが、既存音楽室を一つ普通教室化し、令和4年度に既存図工室を普通化することで、令和5年度の40教室を確保する予定です。本校舎内ではこれ以上教室を確保するスペースがないというところから、令和5年度には本校舎内に特別教室の確保ができなくなるというところで、港南小学校の授業に支障がないように、港南小学校の校庭に新たに仮設校舎を設置し、必要な教室を確保するというものでございます。

続きまして、3「仮設校舎の仕様について」になります。仮設校舎の仕様につきましては、4ページになります。こちらの方も参考に御覧いただければと思います。上部の方に平面図、下部の方に仮設校舎の配置図を記載しています。

赤の囲み枠、こちらの方に黄色で表示した部分が仮設校舎の位置になります。建物の配置といたしましては、体育館から約10メートル程離れますけれども、東西に長い建物の形状を計画してございます。

位置についてですが、今お話しした体育館の横、緑地部分の一部に仮設校舎を設置するというものでございます。建築面積の方が約280平米、校舎の規模が地上2階建て、延べ床が約439平方メートルとなります。

施設の概要としては、図工室、理科室、家庭科室を設置するというものになります。既存校舎のトラックに影響を最小限に抑えつつ、必要な特別教室を確保した計画を考えているところでございます。

3ページの方に戻っていただきまして、仮設校舎の賃貸借についてです。仮設校舎の賃貸借契約期間は令和3年11月から令和9年11月までの期間を予定してございます。これについては、令

和5年度までには教室数の確保が求められていること、また令和9年度以降、児童数が横ばいもしくは減少傾向が予測されること、本校舎では38学級で、特別教室も確保できることから、38となる令和9年度まで限定された期間が必要であるということから、賃貸借による仮設校舎を設置するというものでございます。

次に「3特別教室の整備」、これについては、理由としてまずアです。仮に仮設校舎に普通教室を設置した場合は、衛生上、児童は給食時には本校舎に移動しなければならない。また、児童が移動しないことを想定した場合には給食室を仮校舎に設置しなければならなくなり、仮校舎の面積が大きくなるというものもございます。

次にイとして、既存校舎にある図工室、家庭科室が普通教室に変更になるということで、仮校舎に特別教室を2教室分確保することが必要だということになります。

最後にウとして、港南小学校の理科の授業のカリキュラム上、港南小学校では理科室を2教室分確保することが必須ということになります。仮に人口増による普通教室の増加が見込まれた場合を想定し、仮校舎に理科室を確保するというところでもございます。通常時には算数少人数教室、また会議室、このような形で利用することが可能ということでもございます。

最後に今後のスケジュールになります。本案件が審議、了承された後に、9月に第3回の港区議会定例会に補正予算の計上を予定してございます。その後、9月下旬から保護者への説明、地域説明を行ってまいります。仮設校舎の設置、運営開始時期、これについては記載のとおりとなります。

雑駁ではございますが、説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見はございますでしょうか。

寺原委員、どうぞ。

○寺原委員 賃貸借というのは、誰から誰が借りるという形になるのですか。

○学校施設担当課長 リース業者が建物を整備して、維持管理をするという形になります。したがって、区とリース会社で賃貸借契約を結ぶという形です。

○寺原委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 山内委員、どうぞ。

○山内委員 この港南小学校は、もともとは何教室で想定して整備して、何学級を前提にしてつくられたのでしょうか。

○学校施設担当課長 当初建てたときには、普通教室24教室ありました。また今後の人口増という部分も含めて、多目的室、こちらの方も6教室あったということになります。

現在、多目的室も普通教室になり、特別教室も今お話ししたように一部利用するというので、仮設の校舎を設置するというところになります。

○山内委員 そういう意味では、もともとは30学級までは想定していたところが、それ以上、もう10学級増える状況になっている。特別教室の方がそういう意味では状況が非常に悪くてということですね。

細かいことですが、この資料の2を見ると、令和5年度の工事のことが書かれていな

いのですけれども、後ろの方を見ると家庭科室がなくなるというのも、家庭科室が2のところ、令和5年度に家庭科室をまた普通学級に転ずるとのことなのでしょうか。

○学校施設担当課長 令和5年度の夏休み工事で家庭科室を普通教室に転換し、仮設校舎に家庭科室を移すという形を考えております。

○山内委員 つまり、2のところでは本当はそこまで書き込んでおいていただけるとよい。次のページの(3)を読んでいるときに、家庭科室、その前のところで家庭科室を転ずると書かれていますので、ちょっと今確認をしたのが一つです。

一方で音楽室はもともと2教室今あったのを一つにすると、そのままですよ。それはつまり音を出すという意味で、音楽室をこの40学級の学級で1教室にしてしまって大丈夫なのでしょうかというのがもう一つの確認です。現実的に可能な範囲でしかできないことは分かりますけれども、もし難しいのだったら仮設建物が、これ2階建てだとして、4教室までは対応できる。敷地の面積を確保している訳ですよ。2階をわざわざ2教室取れるところを1教室に済ましているので、場合によっては2階も2教室分取れるようにして対応できるのではないかとということを含めての質問です。

○学校施設担当課長 音楽室は、今現在第1音楽室、第2音楽室、二つございます。今年度末に第2音楽室を普通教室化し、来年度、4年度中1年間普通教室に利用しようというところで考えてございます。

令和5年度以降については、第2音楽室をまた復活というか、普通教室からまた第2音楽室に戻すという工事というところで、令和5年度以降、夏休み以降ですけれども、第1音楽室、第2音楽室、こちらの方が元に戻る計画です。

○山内委員 その分、家庭科室の方を普通教室にするという話でしょうか。

○学校施設担当課長 そうですね。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。田谷委員、どうぞ。

○田谷委員 この仮設の建物の建築に対して、これの該当する児童の危険とかそういうことはどうなのでしょうか。工事中の安全対策。

○学校施設担当課長 来年度の夏休みに、例えば掘削であるとか、大きな重機とか、そういうものをできる限り使用する期間を設けていきたい、夏工事の中でできる限り児童に影響がないようにというところでは考えてございます。

また9月以降、仮設校舎の建設も始まりますので、お話しされているとおり、例えば工事ヤードであるとか、児童への影響、その部分は安全対策というのはきっちり講じて進めていく考えです。

○田谷委員 非常にそういうのを子どもは興味を持ちますので、大きな建機などが入っていると。過去でもこれ、もちろん事故は起きていないですけれども、子どもたちは興味津々でやってきますので、その辺のところだけは十分対策を練っていただきたいと思います。

○学校施設担当課長 分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。山内委員、どうぞ。

○山内委員 これについては今後の見込みが実は重要で、もしかしたら40学級、さらにそれ以上に必要になる可能性もあり得るのだろうと思うのですけれども、その意味で仮設校舎をぎりぎりの3教室にするのか。例えばこれを同じ必要な建築の面積の中でも、1階、2階同じ床面積取れば4教室取れるし、あるいは3階までしておけば6教室取れるのですけれども、その辺の余裕をどれだけ取っておくかということが実は今後必要で、また追加で対応するというのもなかなか難しい訳ですけれども、その辺の余裕をどの程度見込んでおくか。そこの検討はどのように考えているのでしょうか。

○学校施設担当課長 港南小学校については、本年度の児童数・学級数の推計の中で、令和9年度に38学級、令和10年度に36学級、令和11年度以降34学級ということで、減少傾向にあるということを確認しております。また本校舎の中で特別教室が仮設校舎に移る訳ですけれども、普通教室に比べて特別教室は1.5倍程面積があります。これに伴って、部屋数としては41教室、普通教室が本校舎の中で1教室分は確保しているというところです。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

そうしましたら、今、各委員の皆さんからもお話が出て、ちょっと記載の方も少し補記をしていたのと併せて、人口推計については毎年度、もう港区はどんどんどんどん変わっていきますので、毎年度やっている中で最新の数値が今の状況になってございます。

イメージとして、港南地区はもっと開発が増えてどんどん増えそうな感じなのですが、分譲が割と多いので、その分年齢層が上がっていくと、やはりその部分の子どもの数が減っていくという推計も出てきていますので、そこら辺を踏まえて。いずれにしても、引き続き、十分推計の方は注意をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

議案第59号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第59号については原案どおりに可決することに決定をいたしました。

7 令和4年度区立小学校特別支援学級で使用する教科用図書（一般図書）の採択について

○教育長 それでは次に議案第60号「令和4年度区立小学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは資料ナンバー7を用いてご説明させていただきます。

特別支援学級では、小中学校とも区で採用されました教科書並びに文部科学省が著作しております星本、今先生方のところにも置かせていただきましたが、こういう星がついているので通称星本と言っているのですけれども、こちらを用いて授業をしたり、さらに市場で普通に一般で売っている図書の中から子どもの実態に合わせて教科書として本を選ぶということをしてございます。その中で一般図書と言っている、一般に市販されている図書についての今回採択をお願いするものでございます。

法律といたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定によりまして、教育委員会が毎年採択をするものとなっております。令和4年度の使用一般図書につきましては、こちらの資料7につけさせていただいていますが、小学校は特別支援学級設置校長より44冊の教科用図書として使用するために適している本はこれですと、これを使いたいというのが学校から上がってまいりましたので、今回これを基に先生方にご審議いただき、採択をしていただきたいというものでございます。

なお、一般に売っているような図書。こういうものを教科書として特別支援学級で子どもたちの実態に合わせて使っていますということで、参考にちょっと配らせていただきました。

ご審議の程よろしくお願いたします。以上です。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○田谷委員 特別学級の個々の生徒、現状については現場の先生方が一番よくご存じだというふうに私は思います。したがって、現場の先生方と該当する校長先生方が推奨した図書ですので、これで承認してよろしいのではないかというふうに思っております。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第60号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 異議がないようですので、議案第60号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

8 令和4年度区立中学校特別支援学級で使用する教科用図書（一般図書）の採択について

○教育長 次に議案第61号「令和4年度区立中学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 採択につきましては先程小学校の方でご審議いただきましたが、今回中学校の方になります。

中学校の特別支援学級設置校長から提案されておりますのは、こちらにつけさせていただきますが、22冊の使用をしたいということで上がってきてございます。これらについても採択をしていただき、ご審議いただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。以上です。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○田谷委員 先程の小学校の場合と同様に、現場の事情、生徒をよく分かっている先生並びに校長先生からの推薦ですので、このまま承認するのでよいかと思っております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第61号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第61号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

9 東京都における緊急事態措置等に係る期間の再延長を踏まえた施設及び事業の対応について
○教育長 次に議案第62号「東京都における緊急事態措置等に係る期間の再延長を踏まえた施設及び事業の対応について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 本日付議案資料ナンバー9を用いてご説明いたします。恐れ入ります2枚目を御覧ください。本件は、東京都の緊急事態措置等に係る実施期間の再延長を踏まえ、現在実施している施設及び事業の対応に係る実施期間を令和3年7月12日から9月12日にするなどについて、ご審議いただくものでございます。

経緯でございますが、令和3年8月17日、政府は新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定に基づき、緊急事態措置の実施区域に茨城県をはじめとする6県1府を加える旨を公示し、実施期間を9月12日までとする旨を公示いたしました。

このことを踏まえまして、同日東京都は法第45条第1項及び第2項の規定等に基づく緊急事態措置等の内容について公表いたしました。東京都が示した緊急事態等を踏まえまして、対応する内容についてご説明いたします。

項番1「期間」でございます。これまで令和3年7月12日から8月31日までの期間を令和3年7月12日から9月12日までとします。

次ページを御覧ください。項番2「施設・事業の運営」でございます。引き続き、箱根ニコニコ高原学園は休園でございます。また引き続き、閉館時間を20時までとする施設は生涯学習センター、青山生涯学習館、スポーツセンター、氷川武道場、運動場、学校施設開放事業、学校施設プール開放でございます。通常どおり運営する施設は図書館、郷土資料館、みなと科学館でございます。

次に事務事業等でございます。教育委員会が主催するイベント・講演会等の区民が直接参加する事業につきましては、区ガイドラインに基づく運営を徹底して行うことなど、記載のとおりでございます。

項番3、4の「告示日」及び「周知方法」でございます。ご承認いただいた後、本日中に区ホームページまたSNS、各施設での掲示により行います。

項番5「その他」といたしまして、職員等は新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策等に徹底して取り組んでまいります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第62号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第62号については、原案どおりに可決することに決定をいたしました。

日程第2 報告事項

1 令和4年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について

○教育長 次に日程の第2、報告事項に入ります。「令和4年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、教育委員会報告資料ナンバー1を御覧ください。「令和4年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について」のご報告です。

令和4年度予算編成につきましては、7月20日付で方針が区長決定されまして、7月21日付で副区長から依命通達がありました。教育関係予算につきましても、「まちににぎわいがあふれ、全国をリードし輝き続ける港区」の実現並びに「港区教育ビジョン」に掲げます「すべての人の学びを支え つなぎ 生かす」教育の実現に向け、各計画に計上する事業を確実に実施できるよう予算編成を行います。

資料といたしまして、予算編成方針、依命通達をご用意いたしましたので、御覧いただきたいと思っております。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

2 令和3年度採用港区奨学生の選考結果について

○教育長 それでは、次に「令和3年度採用港区奨学生の選考結果について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは教育委員会報告資料ナンバー2を御覧ください。「令和3年度採用港区奨学生の選考結果について」です。

5月17日から6月16日まで募集した、港区給付奨学生及び貸付け奨学生の選考結果を報告いたします。

2番の「周知方法」にいたしましては、広報みなと5月11日号、港区ホームページ掲載のほか、区の施設や掲示板へのポスター掲示、教育委員会事務局、各地区総合支所及び区立図書館窓口などでの募集案内の配布、Twitter投稿にて行いました。

3の「応募状況」です。給付型奨学生が7名、貸付型奨学生が4名です。

4のとおり、奨学生の港区奨学資金選考委員会におきまして審議の結果、給付型奨学生7名、貸付型奨学生4名の採用を決定いたしました。

今年度の募集は5番のとおりです。予約募集のほか、今回報告の一次募集、現在募集期間としている二次募集の3回となります。

裏面を御覧ください。「給付及び貸付金額」などに当たりましては、2ページの6番のとおり、世

帯の所得、国公立や私立などの学校の設置者、通学形態などにより、AからDの4区分で給付額を決定しております。貸付額につきましては、3ページの(2)番のとおりとなります。

7番には今年度の実績人数を一覧にしております。現時点で給付奨学生34名、貸付け奨学生12名となっております。

説明は以上になります。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 この実績表を見ていると、予約募集・二次募集に対して、それ程多くのおそらく申請が出ていないというのが実際、実質だと思うのですが、これは理由は何なのでしょう。つまり、給付型について言えばそれなりの額が給付される訳で、もっと応募があってもよさそうに見えるのですが、それはつまり周知の仕方の問題なのか、それともうまくニーズに対応し切れていないのか、その点はどういうふうに分かっているのですか。

○教育長室長 今ご指摘のとおり、周知の仕方についてももっと工夫をこらしていきたいという思いもありますが、分析の一部としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大によって学校が休校になっているというリモート授業になっていて、学生がキャンパスに行けていない状況もございます。割とこういった情報は学校内での情報の閲覧などもあることから、そこも一つなのかなというのも思っております。ご指摘のとおり、周知の工夫には努めてまいりたいと思います。以上です。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、せっかくの制度ですので、周知の方をさらに充実をさせることで、より多くの皆さんに利用していただけるようによりよくお願いをいたします。

3 港区スポーツセンター競技場2の臨時休止の延長等について

○教育長 次に「港区スポーツセンター競技場2の臨時休止の延長等について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付報告資料ナンバー3を使ってご説明いたします。

まず報告の内容でございます。新型コロナウイルスワクチン接種会場として使用している港区スポーツセンターの競技場2の臨時休止期間、令和3年8月1日から令和3年9月30日までを令和3年12月30日まで延長いたします。

項番の1「臨時に休止する延長期間」でございます。令和3年10月1日から令和3年12月30日までです。

項番2「延長の理由」でございます。区内複数の集団接種会場で大規模に実施する区民への接種は終了いたしますが、今後の接種を希望する区民や、またこれから接種可能年齢に達する区民のために複数の集団接種会場を集約いたしまして、引き続き競技場2を使用して、接種を行います。

項番3「公示日」及び項番4の「周知方法」でございます。令和3年8月18日に既に区ホームページ、港区スポーツセンターのホームページに及び、掲示により周知をしております。

項番5の「その他」でございます。競技場3は9月1日から30日までワクチン接種会場として

臨時休止を予定しておりましたが、接種会場として使用しないということで、9月1日から利用再開をいたします。

簡単ではありますが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上といたします。

4 港区立三田図書館予約資料受取棚等の購入について

○教育長 次に「港区立三田図書館予約資料受取棚等の購入について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 では本日付報告資料ナンバー4を御覧いただけますでしょうか。港区立三田図書館移転に伴い、備品を整備するため、以下のとおり購入するものでございます。

項番の1「購入物品」でございます。予約資料受取棚5台、セキュリティゲート3基です。

(2) 物品概要です。予約資料受取棚、予約資料を配架するための棚です。図書館資料に貼付されているICタグを読み込むための機器が組み込まれています。セキュリティゲート、貸出処理を行っていない図書館資料を持ち出そうとした際に反応するゲートでございます。

(3) 設置場所です。予約資料受取棚、これは新しい三田図書館4階の予約資料コーナーです。セキュリティゲート、これも新しい三田図書館4階の入り口予約資料コーナーと5階の入り口ということになります。

項番の2「その他」ですが、本件について、令和3年第3回港区議会定例会に購入に関する議案として、提出いたします。

次のページを御覧いただけますでしょうか。予約資料受取棚についてイメージが描いてございます。三田図書館予約資料コーナーのイメージとして、このような形で、この③と書いてあるところに予約資料受取棚が設置されるという形になります。

左下に利用手順がございますけれども、(1)利用者がまず①の予約照会機に図書館カードをかざすと、予約資料がどの棚の何段目に置いてあるか、記載されたレシートが出てきます。(2)です。利用者がレシートに記載された場所の予約資料受取棚から予約資料を受け取ります。(3)です。②の自動貸出機で貸出処理を行うということになります。

予約資料の貸出処理を行わないで出ようとするすると、このセキュリティゲートが反応すると。このような仕組みになっているものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 令和4年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について

○教育長 次に、「令和4年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、本日付資料ナンバー5を用いまして、ご説明させていただきます。「令和4年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について」でございます。

「対象者」につきましては、来年4月に小学校・中学校へ入学する新1年生というふうになってございます。

「希望できる学校の範囲」は例年と変わりませんが、小学校につきましては、指定校及びその学区に隣接する学校になってございます。中学校は、指定校及び、またその区立全体の中学校の中から選択できるということになってございます。

3番目の「受入れ可能数」でございますが、こちら小学校の方、昨年1,995名だったものが今回2,205名ということで、定員を拡大をしております、クラスについては7クラス増加をするという見込みで、今、想定をしております。中学校につきましては、合計945名の27クラスは変更がない予定になってございます。

裏面に移らせていただきまして、4番の抽選につきましては例年と変わらないのですけれども、5番の抽選順位について、1番、2番については例年記載をさせていただいておりますけれども、3番につきましては、御田小学校は改築で、令和6年から3年間、旧三光小学校へ仮移転をするというところがございますので、御田小学校の通学区域にお住まいの方で、選択希望した学校の方が近い場合、例えば芝五丁目辺りから赤羽とか芝の方が近いとかという場合が実はありまして、そういう場合につきましては少し優先順位を高くするとか、3番目のにさせていただきますということにしております。

6番については、「補欠登録及び再選択について」は記載のとおり、例年と変更はございません。

「今後のスケジュール」、7番に記載してありますけれども、今回は10月8日に希望票を送付しまして、抽選日が12月6日、就学通知の発送を1月7日というふうに予定をしております。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

6 港区立芝浜小学校開校に伴う学校選択等について

○教育長 それでは次に「港区立芝浜小学校開校に伴う学校選択等について」説明をお願いいたします。

○学務課長 本日付資料ナンバー6を用いまして説明をさせていただきます。「港区立芝浜小学校開校に伴う学校選択等について」でございます。

こちらは、先程、1年生の方をご報告させていただきましたけれども、在学をしている今の1年生から5年生の児童について、既に構築されている人間関係等を配慮して、令和4年度以降、芝浦小学校にそのまま通学をするのか、芝浜小学校に転校するのか。居住地によらずともどちらも選択をできるようにしたいと考えてございます。ただし、芝浜小学校の受入可能数が各学年4学級になっておりますけれども、それを超える希望があった場合につきましては、芝浜小学校の学区の児童を優先することとして、通学区域外からの希望者につきましては補欠登録の順位等を決めさせて

いただいて、抽選とさせていただく予定でございます。

学校選択の手續につきましては、指定校、芝浜小学校へ転校を希望する方については指定校変更の手續を用いたいと考えてございます。あと新入学児童の今回の学校選択希望制の実施に合わせまして、令和3年11月上旬に、令和4年度以降の就学希望校の意向を提出していただく予定にしております。

その他としましては、芝浜小学校の開設に伴って、学区域の隣接校が変更になる場合、下に例を書いてございますけれども、芝浜小学校の学区域の居住者は、令和3年度まで隣接校として港南小学校を選べたのですけれども、間に芝浦が入ってしまうということになりますので、選べなくなってしまうというのがありますので、そういった場合、兄弟がいたり、色々な状況がありますので、そういった場合はちゃんと救済をしていきたいと考えてございます。

裏面ですと、通学区域の新しいものが入っておりますので、参考につけさせていただきます。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

7 港区立芝浜小学校什器等及びちゅう房機器の購入について

○教育長 それでは、次に「港区立芝浜小学校什器等及びちゅう房機器の購入について」説明をお願いいたします。

○学務課長 報告資料ナンバー7に基づきまして、ご報告をさせていただきます。「港区立芝浜小学校什器等及びちゅう房機器の購入について」でございます。

令和4年4月の開校に伴いまして、什器等と調理室の厨房機器の購入をするものでございます。什器の購入物品につきましては記載のとおり、3,518点になってございます。

裏面に行きまして、厨房機器の方ですが157点となっております、詳細は記載のとおりでございます。

なお、什器の購入、厨房の購入の2件につきましては、令和3年第3回港区議会定例会の方に議案として提出する予定でございます。

あとこの157点という点数につきましては、物を、例えばスライサーとそれを受ける台というのが1点ずつカウントされているものが一緒に、一体としてカウントされる場合もありますので、今後議案の内容のときには、物は変わらないのですけれども、点数の表現としては変わる可能性がありますので、ご承知おきください。

ご報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 新しい学校をつくるに当たって、当然よりよい教育をするという校舎のデザインも大事ですけれども、やはりそこでどういう什器を選ぶかという工夫もしないといけないと思うのですけれども、その点はいかがですか。どんな工夫がなされてきたか、教えてください。

○学務課長 今、我々教育委員会も統括指導主事も入りまして、あと芝浦小学校の各先生方も入っていただきまして、自分事としてこの学校をどうするのかというふうに関心を持って、お話を定期的に行っています。その中で、今芝浦小学校で行っているものも生かしつつ、次の学校に特徴的なものを入れていこうということで具体的に色々な物を検討しているところです。

今決定しているということではないのですが、そういった視点から、今後どんどん什器の購入だけではなく、教材の方の整備とか、そういったことに対応していきたいと思っています。

以上です。

○山内委員 そういう意味では、什器の選択にもそういう意見は反映されていると考えてよろしいでしょうか。

○学務課長 こちらの什器の選定に当たっては、そういったことも視点は入っているということでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

8 港区立東町小学校内の私立認可保育園の運営のための使用許可期間の延長について

○教育長 次に「港区立東町小学校内の私立認可保育園の運営のための使用許可期間の延長について」説明をお願いいたします。

○学校施設担当課長 報告事項ナンバー8、「港区立東町小学校内の私立認可保育園の運営のための使用許可期間の延長について」ご説明いたします。お手元の資料8を御覧ください。

令和3年9月末をもって運営期間が終了する区立東町小学校内の私立認可保育園について、令和8年3月末まで使用許可期間の延長に係る協議がありました。東町小学校の児童推計に基づく必要教室数を踏まえ、可能な限り早期の保育園の移転を進めていただくとともに、移転の情報提供を早めに頂けるよう付帯意見を付して、承認することといたしました。

初めに1番「東町小学校内の私立認可保育園の概要」です。名称は「まなびの森保育園麻布」。運営事業者は、株式会社こどもの森です。本保育園は、東町小学校1階の一部を使用しています。開設日、延床面積、定員、在園児数は記載のとおりとなります。

次に「経緯」です。まなびの森保育園麻布は、平成22年当時の東町小学校の在籍児童数の減少状況を受け、麻布地区の待機児童解消のため、東町小学校の空き教室を活用して誘致した私立認可保育園です。整備・運営事業者の公募条件として、運営期間は開設後10年間とし、その後については待機児童や小学校の状況により、期間延長の協議をすることとしてございます。

このため、令和3年9月末をもって開設後10年を経過することから、運営期間延長の可否や延長後の運営期間について、区として判断する必要があるというものです。なお、学校の使用に当たっては、毎年度、整備・運営事業者に対して、教育財産の使用許可を行っております。

3番「現状」です。初めに(1)保育需要と定員の動向です。まなびの森保育園麻布周辺では、令和2年1月に区立元麻布保育園、同年4月に南麻布一丁目所有地を活用した私立認可保育園が開

園するなど、現在周辺の保育需要に対する定員は十分確保されているというところではあります。一方で、南麻布三丁目保育園が令和3年度末をもって終了するなど、期間満了とともに閉園する可能性のある保育園もございます。このため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、現時点では今後の就学前人口、保育需要の動向は不透明であるものの、周辺に閉園予定の保育施設があることも踏まえた定員確保が必要というものでございます。

次に、(2) 東町小学校の在籍児童数の推移と現状です。校内に私立認可保育園の誘致をすることを決定した当時、周辺の児童数の減少により、東町小学校の在籍児童数は減少を続けていましたが、平成24年4月から東町小学校において国際学級を本格開設して以降、これをきっかけとして在籍児童数は回復してございます。在籍児童数の回復・増加を受け、平成28年4月には仮設校舎を設置することにより普通教室を確保し、対応していますが、仮設校舎には給食室がなく、仮設校舎の児童は給食のために本校舎に移動しているという状況もございます。また本年度から法改正、いわゆる35人学級、これについて普通教室確保に向けて教室需要も注意する必要があるというところがございます。

参考として、令和7年度までの東町小学校の必要学級数等の推移を御覧ください。現在15学級で運営しておりますが、令和4年度には1教室減、14教室、令和5年度には本年度同様の15教室、令和6年度以降、16教室となっております。

次に4番、子ども家庭支援部から以下のとおり、在園児の転園先の調整等に当たって、相当の期間を要する理由について、令和8年3月末までの使用許可期間の延長について、協議申し入れがあったというところではあります。

まず協議の内容です。運営期間が終了する東町小学校内の私立認可保育園について、令和8年3月までの運営を行うために、使用許可期間を延長することの協議を申し入れるというところではあります。ただし、延長後の運営期間中に当該保育園の整備・運営事業者において移転先を確保した上で、移転により、その後の運営継続を目指すというものでございます。

運営期間を延長せざるを得ない理由といたしましては、移転先の確保のためには物件の確保から施設の整備に相当の期間を要するというところではあります。運営延長の期間については、東町小学校における令和8年度以降、普通教室数の必要数が現時点ではまだ不透明というところから、延長後の運営期間については令和8年3月までというところにしてございます。延長期間は4年5か月というところではあります。

これを受け、5番、東町小学校の現状、児童推計に基づく必要教室数を踏まえ、付帯意見を付した上で、以下のとおり回答をさせていただきます。回答につきましては、令和8年3月までの期間、私立保育園のための東町小学校の使用許可をいたすというものです。また付帯意見として、東町小学校の児童数、必要教室数、これについて私立保育園の運営当初とは異なり、高い水準で推移しているというところではあります。さらに、本年度から35人学級と段階的に引き下げられているというところもございます。最新の推計では、延長期間中に必要教室数が現在よりも増加することを予測しているというところではあります。

なお、東町小学校から私立保育園の移転となる場合は、小学校の普通教室向けの内部改修工事、それに先立つ設計、そういったものも行う必要があることから、学校が普通教室として利用するまでに時間がかかるところを踏まえ、可能な限り早期に保育園の移転を進めていただくとともに、移転の情報提供を早めに頂けるようお願いするというものでございます。

最後に今後のスケジュールとして、本年9月に区議会に情報提供し、その後、近隣町会等に説明していくものでございます。在園児、保護者、区民等への周知をする予定でございます。

説明の方は以上です。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 参考までに教えてほしいのですが、これは使用許可に対して、使用料みたいなのは取っているのですか。

○学校施設担当課長 特に使用料というのは取っていません。

○中村委員 無償で貸している。

○学校施設担当課長 いわゆるガス代とか電気代、そういうもののみであって。

○中村委員 実費はもらっている。

○学校施設担当課長 実費だけもらっています。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

9 港区立御田小学校改築に伴う通学手段について

○教育長 次に「港区立御田小学校改築に伴う通学手段について」説明をお願いいたします。

○学校施設担当課長 それでは報告事項9「港区立御田小学校改築に伴う通学手段について」ご説明いたします。

令和3年9月17日に、当委員会において、御田小学校改築についてご審議いただきました。その際、工事中、仮移転先として旧三光小学校を活用する決定をしていただきました。本日の報告事項は、旧三光小学校への仮移転期間中において児童の身体的負担、通学時の安全・安心な通学方法として、通学路等に誘導員を配置するとともに、徒歩以外に公共交通機関を利用する児童には通学補助を行うというものでございます。

1番「御田小学校の現況」についてご説明いたします。御田小学校は、高台にあり御田小学校全児童のおよそ7割が三田四丁目、五丁目といった学校に近いエリアから通学しています。通学区域内の一番遠い児童、芝五丁目になりますけれども、これについては直線距離として約1.2キロ、こちらの道のりを徒歩で通学しているというところです。また、御田小学校と改築中の仮移転先となる旧三光小学校、は直線距離として800メートル離れてございます。多くの児童が現在より長い通学距離となり、特に芝五丁目エリアについては直線距離で約1.9メートルあり、従来の徒歩

通学では通学時間が長くなり、児童の負担増が懸念されるというところがございます。

次のページ、「児童・学級数の予測」です。教育委員会で作成した周辺の大規模開発の影響を加味した児童数・学級数の推計では、令和3年度から令和10年度まで児童数が増加し、その後、令和12年度まで横ばいを見込んでございます。学級数の最大は令和10年度、22学級を予測しているというところがございます。

次に「地域の要望」です。学校関係者等からは、安全確保のため、通学時に公共交通機関を利用する際は、補助をして欲しいという要望を頂いております。その一方で、対象者を限定した場合は不公平感、また通学以外の利用を懸念する意見も頂いているというところです。

次に4「仮移転中の通学手段」です。通学手段は徒歩または公共交通機関の利用とします。通学の支援策として、児童の身体的負担を軽減し、安全・安心な通学を確保するため、御田小学校の全児童を対象として、希望者には公共交通機関の定期代を補助するというものです。なお、町丁目ごとに推奨する通学手段を周知して、特定の公共交通機関に利用者が集中しないように配慮していくというものです。

例えば芝五丁目に居住する児童の場合、例えば都営地下鉄で三田駅から白金高輪駅まで3分程度乗車して、下車後は徒歩ということで、およそ15分程度で旧三光小学校に到着するというものです。

また、例えば三田五丁目から都営バス、いわゆる路線バスですけれども、こちらの方を利用した場合、バス停から6分ぐらい乗車していただいて、三光坂バス停に下車、徒歩3分程度というところで、旧三光小学校の方に到着できるのではなかろうかと考えてございます。

安全確保手段としては、旧三光小学校には通学に当たり、桜田通りなど大きな道路を横断しますので、児童が安全に登校するため、通学路に必要な誘導員を配置していきます。さらに公共交通機関のうち、都バスやちいばすのバス停については、児童がスムーズかつ安全に降車できるように、誘導員を配置することを考えてございます。

実施時期については記載のとおりです。

続きまして「小学校の位置変更に伴う配慮について」のご説明です。区で実施している学校選択希望制では通学区域内の入学希望者と通学区域に隣接する学校から入学希望者の合計数が受入れ可能数を上回る場合、抽選を行って通学区域外希望者の入学制限を行っています。

今回の御田小学校改築において、御田小学校の通学区域内の児童のうち、隣接校への通学希望者に対しては、自宅からの距離で比較した場合に旧三光小学校よりも選択希望した隣接校に近いことを条件として学校選択希望制における抽選番号の優先を行うというものでございます。隣接校の状況によっては抽選校とならない可能性もございますが、その場合は通常どおり選択希望校へ入学できるというものです。また実施は旧三光小学校の利用期間に入学する児童を対象とする予定でございます。

次に、3ページ目です。公共交通機関の利用案というところで、他校との通学方法の比較表を記載してございます。区内の小学校と比較した際、御田小学校の改築においては、在学生では通学の

補助、また新入学生では御田小の配慮枠で抽選番号の優先が異なるというところを考えてございます。

「今後のスケジュール」として、本日報告した後に、9月に区民文教常任委員会に報告をさせていただく予定です。また、これに当たっては令和5年4月に通学手段のアンケート調査を実施していきながら、令和6年4月の旧三光小学校の円滑な運営を進めていこうというところで考えてございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○田谷委員 今も後段で公共交通機関の調査をされるという話がありましたけれども、該当する旧三光小学校地域は白金の丘学園の小中学生が通学する通路となっているし、それから私立の聖心女子学園の子どもたちも利用します。聖心の子どもたちは大体田町・渋谷間のバスをご利用されると思うし、それから地下鉄の利用、ちょっと私も細かいことは分かりませんが、公立の子どもたちは確実にそれを利用する。それから特に田町・渋谷間を走るバスの沿線、あの辺は非常に歩道が狭いのですよね。

ですからその辺は、例えば旧三光小学校跡地に通う子どもは内側のバス通りを歩かないでくださいとか、そういうふうに通学整理をしないと、あそこの通りが。特に雨の時期など傘を差すときなどというのはいっぱいになっているようですので、その辺のところを十分。ちょっと私立の分まで調べるのは大変かもしれないけれども、聖心さんなどの子どもは確実にあのバスを使いますし、朝の聖心の通学時間は公立より少し早かったような気がする。7時半頃からか、渋谷からのバスということがありますので、その辺のところを十分調査して、事故のないように。常に規制して、現場にある学校との通学路がもし分けられるのであれば、こっちを通りなさいとか、その辺などもよく吟味していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○学校施設担当課長 ありがとうございます。通学路はこれから設定していくという形になりますので、警察も含めて、通学路の指定にはできる限り混雑というか、交差することがないように、安全な通学路を決めていこうというところで考えてございます。

また併せて、これまでの学区域よりも外に出ると、学区域外の旧三光小学校という形になりますので、誘導員を適切な位置に配置していこうというところで考えてございます。

○教育長 ほかはいかでしょうか。山内委員、どうぞ。

○山内委員 今のご指摘に関連することで申し上げますと、特に田町駅から渋谷に向けてのあのバスはかなり通学で混む可能性があって、かつ、それを利用する生徒が多い。

ですから、場合によっては始業時間を若干の調整も必要になるかもしれないですね。どの程度バスを利用する生徒がいるかということを見込みながら、適切な始業時間というのでも検討した方がいいかもしれないです。その辺も慎重になさった方がいいと思います。

○学校施設担当課長 今お話しされているとおり、例えば低学年、中学年、高学年を区分し時差での通学を学校と協議をしていきながら、安全な通学手段の検討を進めていきたいと考えてございま

す。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。中村委員、どうぞ。

○中村委員 この芝五丁目辺りから通っている児童は、ほぼバスで通学するという認識でいいのですか。

○学校施設担当課長 二つありまして、路線バスが田町駅から旧三光小学校の方に出ていますので、こちらに乗れば、私の方も朝ちょっと試しましたけれども、大体10分程度で行く状況です。

もう一つのルートとしては、地下鉄も利用することも可能です。三田駅から白金高輪駅にということですが。

この選択というのはあくまでも保護者に委ねていこうというところで考えてございますけれども、教育委員会としては、例えば芝五丁目についてはできる限り地下鉄を利用してくださいであるとか。三田三丁目の方で、大通り沿いの部分は路線バスを利用してくださいであるとか、こちらの方で推奨という言葉を使いましたけれども、提案していきながら、最終的には保護者の方に委ねていくというところで考えております。

○中村委員 どちらにしても、電車か地下鉄か、どちらかをおそらく使って、ずっと歩く生徒はまずいないと。

○学校施設担当課長 まずいないとは考えています。

○中村委員 2キロあるというとな、結構な距離なので。子どもたちも毎日同じコースを歩くとは限らないし、だから、ちょっとやはり公共交通機関を使うように、ある程度強く指導した方が、交通事故の予防にはなると思うので、そこは徹底してほしいなと思います。

○学校施設担当課長 ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。田谷委員、どうぞ。

○田谷委員 今、中村先生おっしゃるとおり、2キロぐらいは、僕は歩いてもいいかなと思うのですけれどもね。ただ、非常に立地が悪いところ、国道いくつも越えなければならぬし、それから主要幹線道路も越えなければならぬですし、徒歩通学はたとえ広い道でも子どもたちは危険だと思えます。

十分歩道橋が設置されているとか何とかというのはあるのですけれども、ただ東京タワーの見える通りは1号線、あそこのところはあっちから来るときは歩道橋がない。その先は歩道橋がありますので問題ないと思いますけれども。

それから、極力公共交通機関で通うことを推し進めていただきたいと思います。大きい道路が多いので。

○中村委員 誘導員がいると言っても、ずっといる訳ではないでしょう。低学年の子どもはやっぱり、ちょっと違った道を通って帰ろうとか言って、全然誘導員など予想もしないところを通る可能性もあると思うのです。やっぱり基本的には電車やバスに乗らせた方がいいと思うのですよね。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは今、各委員の皆さんからご意見やご指摘がありました。また実際の現場の方もよく確認

した上で、実態に合った通学路の設定及び保護者、あるいは生徒の皆さんへの説明の方をよろしく
お願いをいたしたいと思います。

この報告は以上とさせていただきます。

10 令和3年度第1回いじめ問題対策会議の報告について

○教育長 それでは、次に「令和3年度第1回いじめ問題対策会議の報告について」説明をお願い
いたします。

○教育指導担当課長 それでは、教育委員会資料ナンバー10を御覧ください。「令和3年度第1回
港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告」をさせていただきます。

まず日時なのですが、7月2日に本来ですと参集で行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染
症拡大の防止のために、書面会議として、させていただきました。委員は、1ページから2ページ
にまたがるところで書かせていただいております。

かいつまんで、ポイントだけご説明させていただければと思います。

2ページの項番4に議事が六つございます。このものに沿って皆様からご意見を頂いて、今後の
運営により生かしていくというような考え方でございます。

2ページの項番5「会議の結果及び主要な意見」というところで、まず5の(1)の②、いじめ
の現状についてというところで、これは、本来は実際にあった事案をお配りした上で、みんなでど
ういうところがよかったか、今後どう対応すればよかったかというところを様々な視点を頂くよう
なものです。今回、この内容は本当にあったものなのですが、悪口を言うために、あえてL
INEのグループをつくって、いました。そこにみんなで文句を言い合っていたのですけれど
も、その中でも仲たがいをし、「実は何々ちゃんが何々ちゃんのことを書いていたよ」というところ
から、情報が漏れて、分かってよかったのですけれども、その子が悩んで、担任に相談し、担任
がそれはもうまずいと、いじめだというところで、すぐに関係者を集めて、保護者と、教育委員会
にすぐ報告があり、学校でいじめ問題対策委員会というのをいじめがあったときにすぐに関くこと
になっているのですけれども、そちらをすぐ参集して、解決に至ったというような事例でございま
した。

これは、意見の中には、3ページにちょっと書かせていただいたのですが、明治学院大学の小野
先生の方からもご意見を頂いているのですが、すぐに対応してみんなにちゃんと情報共有すべき人
にして対応したことがよかったということで評価を頂いています。

チーム学校という対応とならない、とかく個人で済ませてしまうのではなくて、きちんと学校と
しての対応が必要です。それを受けて、教育委員会としてはこれをちゃんとした事例としてしっか
り扱って、生活指導主任会においても、こういった事例を紹介するとよいと考えています。

この学校はSNSの活用状況をちゃんと把握していたつもりだったのですけれども、生徒からの
訴えがあるまで知らなかったのです。子どもたちは大人に分からないようにやりますので、より色々
なことを聞き取っていくということが必要かなというのも学校としては上

がっていたというところで、ご報告をさせていただきました。

3ページの②番の令和2年度振り返りというところで、コロナ禍におけるいじめの報告、コロナいじめとかそういうことも、教育委員会としては、SNSトラブルを未然に防止するために資料を配布して、資料配布だけではなく、担任から子どもたちに指導していただきたいというようなことで取り組んではいたということで報告をさせていただいて、これは警察署の方からも今後もこういう具体的な事例を多く知りたいですとか、あとは子家セの方からも、保護者の理解を深めていけるような対応をしていったらいいのではないかとか、小学校長会の三浦委員の方からも、SNSトラブルはこれまで5、6年に多い傾向にある。家庭との連携が不可欠ではないかとか、そのような意見を頂きました。

教育委員会としても、1回周知したから終わりではなく、相談窓口を定期的に、学期に1回ずつは必ず東京都の相談窓口、子家セの相談窓口とかも周知しているのですけれども、そういったものもより頻度を上げて送っていったりとか、タブレットルールを作成してございますので、それも決めたらそれで終わりではなくて、本当にこれでいいですかというような啓発をしていきたいというところで挙げさせていただいてございます。

それから、最後に自由意見のところなのですが、中学校の代表の佐々木委員からは、いじめは他者の立場に立てない、他者の心持を想像することができない、自分自身が相手のことを嫌だとか、そういうことが勝ってしまったりする中で発生するので、やはり日頃からの啓発をしっかりしていく必要があるなというようなご意見も頂いています。

教育委員会としても、引き続き学校教育推進計画等にもしっかり上げさせていただいてございますが、道徳性に関わるところを育てていくだけではなく、保護者の啓発、それから関係機関とも情報を隠すのではなくて、むしろオープンにして、みんなで共有していくということが大事ななというところで報告をさせていただきました。

簡単でございますが、以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 やはりこういういじめの問題に対応するためには、事例集をきちんと蓄積しておいて、事前にも「こういう場合、こういう対応がある」「こういう場合、対応は気をつけた方がいい」、そういうのを特に、校長、副校長と事前によく見ておくことが大事だと思いますけれども、そういう事例集のようなものはつくってはいるのですか。

○教育指導担当課長 つくっていません。件数もそんなに多くないというのもあるのですけれども、生活指導主任会で必ず紹介はしているので、その紹介をためておき、こう対応したとか、そういうことは大事かなと思っています。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、今、山内委員の方からもお話がありましたように、いじめ問題は本当に大事な、また大きな課題ですので、ぜひ次になるような、対応がつながるようなことで残しておくことも必要だと思いますので、よろしく検討をお願いします。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。

11 港区学校情報安全対策基準の改定について

○教育長 次に「港区学校情報安全対策基準の改定について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、報告資料のナンバー11を御覧ください。「港区学校情報安全対策基準の改定について」です。こちらは、令和3年9月1日から改定予定の港区学校情報安全対策基準について報告をさせていただきます。

こちらが、資料の「改定のポイント」のところに書かせていただいているのですが、今まで重要性分類といって、例えば個人情報扱うときに一番出てくるのですけれども、港区の重要性分類としては、レベル3、レベル2、レベル1と三つに分かれてございました。そうすると、学校の場合、例えば名簿とかあるではないですか。1-1、名簿30人分とか、それも個人情報というだけで全部レベル3になってしまっていました。ただ、名前だけで所属しているというだけだと、別には色々ところで出ていくようなものなので、それについては本当にレベル3なのかというところがなかなか教育と合わないというか、合致しない部分が正直ございました。

今回、令和3年5月に文部科学省の方から教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインというものが出されまして、それに併せて重要性分類の1から4というふうに分けさせていただいて、ちょっと変えていきたいなというところで考えてございます。

セキュリティ対策の強化といたしましても、今後、児童・生徒、教員がクラウドサービスを使うことが可能となってきますので、そのことを前提として、1人1台の1IDをしっかりと付与して、各位管理していくということをプラスで追加させていただいています。

それから、個人情報等の校務系の情報なのですが、今校務系と学習者用と個人情報とを分けて使っていたのですけれども、安全性の担保されたアクセスによってクラウドサービスが使用できるようになる。

それから、教員にも1人1台タブレットを渡せることになりましたので、渡して、今、使っています。それも活用して、タブレット端末からも校務系にアクセスできるようになると、先生たちの働き方にも大きな変革が及ぼされますので、そういったことも視野に入れて、今回安全対策基準を改定させていただきたいということで報告をさせていただきます。

以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

12 校務支援システムの更改及び園務支援システムの導入について

○教育長 それでは次に「校務支援システムの更改及び園務支援システムの導入について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、報告資料12を御覧ください。「校務支援システムの更改及び園務支援システムの導入について」でございます。

令和3年度の第1回港区学校情報化推進会議というものがございまして、そちらにおいて校務支援システムの更改及び園務支援システムの導入を行うこと、それからシステムについてはクラウド環境を利用していくことを決定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。1ページの項番1の背景のところに書かせていただいておりますが、もう平成28年から小中学校においては成績処理とか出欠管理について、あと通知表の作成、要録の作成等については、もう校務支援システムを入れさせていただいているのですが、現行の校務支援システムは令和4年11月に機器の保守の期限を迎えてしまいます。本来であれば令和4年12月から新しい校務支援システムを入れるというところなのですが、学校のシステムとして、1学期はこの通知表だったのに、2学期、3学期はこちらのシステムでというのはなかなか考えにくいものでございまして、今回、1学期分のデータ移行に係る、それをするにしても予算も大きく発生してしまうということから、令和4年4月から稼働をさせていただきたくというところでございます。

また幼稚園につきましては、今まで園務を支援するようなシステムは導入されておりませんで、学校独自で、長けた先生がエクセルでつくるとか、そういう対応をしてみたりしました。これからは各園においては効率化を図るためにも園務支援システムを導入することが求められてございまして、教育支援体制整備事業費交付金といって、交付金が交付されますので、1園当たり100万円で、全部で1,200万円になりますが、そういった交付金もございまして、それも使ってシステムを構築していきたいと考えてございます。

項番2のところに「校務支援システム・園務支援システムの方針」と書かせていただいておりますが、なるべくタブレットを活用した上で、リモートワークなどもできるようなクラウドサービスにもつなげていくという感じで考えてございます。

2ページ目のところに経費のことを書かせていただいておりますが、構築するのにかかる費用が左側で、その後、保守で5年間分ということで書かせていただいておりますが、括弧は先程申し上げました補助金になりますので、こういったお金は無駄なく使わせていただきたいということで書かせていただいております。

項番4の「校務支援システム・園務支援システム導入のスケジュール」は記載のとおりでございます。

この後、港区議会の第3回の定例会の方で、補正予算としてシステムの導入経費を提出させていただき、令和4年4月1日からの使用を検討しているというところでございます。

簡単でございますが、以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 校務支援システムは港区としても、特に教育の質を上げるということと、もう一つは教員の働き方改革という視点から力を入れてきた訳ですけれども、一方で別紙1のこのアンケート調査結果報告書の現状を見ると、かえって非効率という回答の方が多くて、効率化されない、かえって非効率という状況があります。そういう意味では、非効率な部分を改善して、効率化するためのチャンスでもある訳ですよ、このシステムの更改というのは。

その点での確認なのですけれども、実際にプロポーザルを出してもらって構築事業者を決定するのが1月で、そして本業開始が4月。要するに約2か月ぐらしか実際に取れない訳ですよ。それで本当に対応できるのですかというのが一つ。

今の現状の問題点をどこまで現時点で洗い出しておいて、どういうふうに改善するのかということの方向をかなり具体的にもう事務局で持っていないと、適切な業者選定はできない。今まで色々な事例を見ていると、逆にシステム更改で業者を選び損ねたために大変なことになったというような話は結構あるので、そこの精査も含めて、どこまでできるかというのが大事なのですが、その点いかがでしょうか。

○教育指導担当課長 まず対応できるかというところで、平成28年に選んだときよりも業者の数も増えていますし、色々な区の事例とかも見せてもらったり、実際に業者のシステムをいじったりとか担当の方でしていますので、そこについては問題、もうどこの会社が来てもここはこうというのが整理されて分かっているので、大丈夫かと思っております。

2点目のどう改善するか、これは教員たちが正直に答えたものなのですけれども、例えば成績処理に行こうと思っても、何回も待つ、1回ワンクリックして何十秒待って、またその次の階層に行くと、階層が深過ぎて、やるまでに5分とかかかってしまって、時間がかかって「もう」という感じで、なかなか本当に通知表をつくる時にしか使えないとかというようなことで聞いてございます。なので、もうさくっと行けるものを入れさせていただいたり、本当は今のも機能的にはいいのですけれども、階層が深過ぎて、日常の子どものいいところがあったら打ち込んで、それを通知表に反映するとかとどこのあれにも入っているのですが、うちの物がそれがとても深過ぎて、なかなか実際に毎日使うには難しいということとかは、色々な聞き取りをして分かってございます。

なので、それを本当に先生がおっしゃるとおり、きちんと集約はしてございますので、プロポーザルする際には、そういった視点を基にきちっと選んでいただいてと思っております。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

今、システムの使い勝手の悪さはもう具体的に分かっていますので、そこはもうきっちり次回直していくという形で、このアンケートの結果が効率化されたら、ほぼ100に近づくとお思いますので、よろしく願いをいたします。

この報告事項は以上とさせていただきます。

13 緊急事態宣言発令期間の延長に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について

○教育長 次に「緊急事態宣言発令期間の延長に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、資料ナンバー13を御覧ください。「緊急事態宣言発令期間の延長に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について」ということで、1ページ目と13-2という資料、二つに分かれてございます。

まず1ページの13の方は、前回の延長、8月31日までの緊急事態延長のときに、どのように

対応させていただくかということでございます。資料の方を御覧いただければと思いますが、夏休み期間中中々ございましたので、家庭における感染症対策の徹底について、より再度周知をさせていただくような造りになってございます。やはり色々なところに出かけたりすることは夏休みなのであるかと思うのですが、気をつけていただきたいということや、PCR検査を受けた場合には、夏季休業日中だからといって学校等に連絡しないのではなく、速やかに連絡してくださいということを再度呼びかけているものでございます。

それから、部活動の指導に関しても、やはり学びを止めないという観点から、時間を短時間でも区切ってしっかり運動させたいとか、勉強、絵を描かせたいとか、色々なことがこちらも思っておりますので、このような形で、短時間でやってくださいということをお願いをさせていただきました。

1枚おめくりいただいて、次の今の9月12日までの再延長の内容でございます。こちらは夏季休業期間が明けますので、そちらも視野に入れてちょっと書かせていただいております。

1については夏季休業期間なので、そのまま同じという形なのですが、裏面の「二学期以降、特に徹底する対応」というところを御覧いただければと思います。

まず学校、園においても、感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高いものについては中止しますと。これも歌を歌うですとかそういったことも少人数でとか、広い部屋でというふうにして、港区の場合は少しもうちょっと視野を広げた形だと思っておりますが、狭い部屋でとかというのは駄目だよというような意味合いでございます。

それから、疫学調査を実施する必要があるって、学校を臨時休業にしなければいけない場合、なるべく保健所の方もよく頑張ってくださいているのですが、1人陽性者が出た場合に速やかに疫学調査を行っていただくと、次の日からもう学校は、プレスしたり、周知をして、学校を閉めずというのが今までできていたのですが、やっぱりこの人数が増えた段階、形になりますと、なかなか疫学調査が終わらないと臨時休業という形になりますので、そういった場合も「え、明日から急にそんな、オンラインできない」というのはもうなしだよということで、もう準備をしてくださいというような形にしてございます。

なお、どんどん感染者が増えてきた場合、それはもちろん校長だけの判断だと難しいところもあると思いますので、こちらとも協議した上で、分散登校を視野に入れて行ったり、急に休業になった場合には、こちらで「明日はオンライン授業ね」とかといって、すぐにできるような対応を前もって学校で準備していくようにということで、出させていただきました。

それから、学校行事については、引き続き緊急事態宣言が発令されているときは、全学年が一堂に会するということはやめてくださいとしています。短時間で距離を取ってということはやってくださいと。修学旅行、夏季学園も都県境をまたぐということなので、緊急事態宣言のときは中止しますというような形にさせていただきました。

以上です。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。

○寺原委員 学校の先生方が、ワクチンの接種はもちろん任意なのですが、どれぐらいの接

種率になっているかという数値はつかんでいるのですか。

○教育指導担当課長 職域接種で、誰が受けるかというときに、センターなどもそうなのですが、受けるメンバーについては名簿で集めているので、物理的に誰が受けるかということは分かってございます。しかし人権上というか、色々ありますので、全員どうですかというようなことはちょっとしていません。

ただ、ヒアリングの中で、私のセンターもそうなのですが、たまたま職域をやりながら、あとは相談があって、例えば疾患があるですとか、そういった方はちょっと受けないのだけれどもいいかみたいな、それは別の話ですけれども、あるので、学校としても職域で受けた方とか、ご自身で校長や副校長と相談した方については理解していると思いますが、何か一覧にして、この人受けた、受けていないというところは、どの学校もそこはちょっと慎重に扱っているところかと思えます。

○寺原委員 中学生については、区の方で接種率は分かりますかね。どれぐらいなのですかね。

○教育指導担当課長 すみません、所管ではないのであれなのですが、受けているというところは伺っています。こちらとしては、そういう機会を設けて、選ぶ、選ばないというところはそのままご自身の判断かと思うのですが、機会をまずはあるのだよということをしっかり周知していくということが大事なというふうに。

○教育長 山内委員、どうぞ。

○山内委員 今の点、やっぱり把握しておくことは重要で、当然選択は個人の判断なので、強く強要することはできない。ですから、誰が受けた、受けないということは現時点で把握している必要はないのですが、集団として何パーセントぐらいが接種しているかと、そこは分かっているもいいと思いますけれども。教員については、大体接種率としては何パーセントで、中学生は何パーセントぐらいですか。

○教育長 ちょっと今日現在という状況ではないのですが、職域接種で教員の先生方は5割ぐらい基本されている状況です。ただ、地元でも受けられるので、延べ人数というところではちょっとまだ把握し切れていません。

中学生に関しては、やっぱり夏休み期間中に打ちたいという方があって、予約をされている状況なのですが、2回目まで終わったという数字がちょっとまだ出てきていない状況です。12歳、小学校6年生については、誕生日が来ないと打てないので、随時段階が行くのですが、誕生日が来た子の段階では、割とやっぱり夏休み中に受けたいという方があって、予約は入っていると聞いております。

具体的な数字はもうちょっと、次回のときにもう少し具体的に分かればお知らせしたいと思えます。

○教育人事企画課長 今現時点で、中学生という訳ではないのですが、全体で行きますと、8月16日現在ですが、1回目の接種を受けた区民が13万1,639人ということで、これは、接種率は57.6%になっています。これは12歳以上という大きなくりになっていますので、

ちょっと詳細につきましてはまた分析が必要になってまいります。

併せて、職域接種が、こちらは教諭、また幼稚園は区立も私立の幼稚園も希望者に対して、今3,754人1回目接種、2回目接種がそのうち75%の2,818人が終わってしまっていて、希望する方にはワクチンは届くような状況にはなっています。

つまんでですが、以上になります。

○山内委員 中学生で1回目が終わった人というのは何パーセントぐらいか。そこはまだ出ていないのでしょうか。

○教育人事企画課長 ちょっとそこが、その視点でもう一度。

○教育長 ちょっと次回のときに、どこまで分析できるかも含めて、全体像が分かるような形でちょっとお示しをしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。山内委員、どうぞ。

○山内委員 今のコロナ、変異デルタ株が中心になっていて、感染のパターンが変わってきているのは事実だと思うのですね。つまり、今までは小学生、中学生は感染しても症状もそんなに出ないし、それから生徒間の感染というのもほとんどなかった。ある意味で1人出てもそのままというか、比較的学校としての管理は安心だったのですけれども、やっぱりここに来て小学生間とか中学生間の感染も含めて増えてきているのではないかと想像はするのです。

そういう意味では、これから学期が始まってから、どういうふうな感染の仕方をするかと、始まってみないと分からないところもありますけれども、特に慎重に見ていく必要はあるだろうということが一つ。

当然、できるだけ日常を維持するということが大事なので、それを維持しながら、しかしおそろく感染をゼロにすることは今の状況ではもうできないので、出たときに、どうそれが広がらないように対応できるかというところがもう一つ課題になってくると思います。

そういう意味では、特に保健所がどううまくそういうときに協力してくださるかというのが大事なのですが、今、保健所は実際、いわゆる疫学調査、濃厚接触者の判定はどこまでできる状況にあるのですかね。

○教育指導担当課長 もう陽性者が出た段階で、しっかり段階でどういう動きをしていたかということも2日前まで遡って確認をした書類をつくった上で、それを保健所が見て、ここ疑問になったことは尋ねられて、濃厚接触者、あと接触者というのもある場合があるので、そこを出した上で対応しているという感じなので、結構丁寧に色々教えてください。

○山内委員 では、比較的、今の状況でも迅速にやってくださるということですね。

○教育長 港区では、その分、結構早い段階から学校と保健所が連携していますので、出たときの対応。何というか、出てびっくりではなくて、出たらもうこうやっていくというのは前から決まっていますので、意外と今のところは早く。

休校になる例が少ないのでね。

○教育指導担当課長 そうですね。

○教育長 ほかの区は割と。

○山内委員 非常にうまく今までやられているとっていますけれども。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今ちょっと各委員の皆さんからお話がありましたように、なかなか感染状況が収まらない中で、9月1日からは新学期の方も始まりますので、その対応も含めて、改めて教育委員会と学校現場の方の連携も深めて、対応をきちんと取っていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

14 後援名義等の7月使用承認について

15 生涯学習スポーツ振興課の7月事業実績について

16 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について

17 生涯学習スポーツ振興課の9月事業予定について

18 図書館の7月分利用実績について

19 図書館・郷土歴史館の7月行事実績について

20 図書館・郷土歴史館の9月行事予定について

21 みなと科学館の7月利用状況について

22 9月教育人事企画課事業予定について

○教育長 次の「後援名義等の7月使用承認」から「9月教育人事企画課事業予定」の9点につきましては定例の報告になりますので、配布資料のとおりということにさせていただきますけれども、それぞれこの集計の中でご質問等があればしたいと思います。よろしいでしょうか。

それではこれらの報告事項は以上とさせていただきます。

長時間にわたりましたけれども、本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたけれども、委員の皆さん、または説明員の方から何かございますでしょうか。

中村委員どうぞ。

○中村委員 学校連携観戦のことで聞きたいのですけれども、前回オリンピックのときにはこれやらなかったのですよね。中止にしましたよね。今回やる訳ですよね、一部。客観的状況とすれば、悪くなっている訳ですよね。それをあえてやるという理由。積極的な何か理由がないと「ちょっとどういうことなの」と、普通の人は思うのではないかと思うのですね。

だから、そういう観点で東京都の教育委員会もみんな反対していたのではないですか。それでも小池知事は「やる」と言っている。その部分というのは何があるのですか。何か具体的にこういうことがあるから、パラリンピックはやるのだということを推し進めるために、やはり何か別の理由が必要なのではないかと思うのですけれども。

ちょうど私病院にいて、全く状況が分からないのですけれども、ここの教育委員会の状況も分からないし、何かこの間、東京都の教育委員会の判断と、そこら辺が「なんでやるの?」と。「何か特

別に絶対やらなければいけない理由があるのですか」と思うのですけれども、そこら辺はどうなのですか。

○教育指導担当課長 港区の場合は、まずもちろん安心安全が一番なのですけれども、まずは全員に今までの勉強してきたことの集大成として、行かせたいという方針はまずもってありました。チケットが前回は全部もらえないので、本当に苦渋の決断だったのですけれども、やめますという表明をしたのです。

今回も実はやめますと表明をしているのですが、東京都の方から「やめます」と言ったほとんどの自治体も含めてなのですが、「本当にやめるということでもいいか」と再度の確認という、電話での確認があったのです。そのときに、私たちとしては、事務局としては、今はこうしているけれども、どうかというのを色々な方に、先生方にもご意見を伺いましたけれども、そういうことでちょっとお話をさせていただきました。そのときに、「今まではこの会場だったところを増やせ」とか、「この会場にA小学校行くのをB小学校もこっちに行け」とか、そういう注文は駄目だと言われていたのですけれども、今回は「かなう、かなわないではなくて、何でもいいから挙げてきてくれ」というふうに、言われたのです。

○中村委員 それは都から？

○教育指導担当課長 都からです。すみません、やる、やらないではなくて、私たちはそういう準備をした上でやらない、準備をした上でやるという方向で考えようと思っていたので、やるありき、やらないありきではなくて、確認をしたところですよ。で、1万4,000枚近くのチケットをもらえないかですか、あとは一番近いのが国立競技場なので、そこにしばってやるのか。今回、2日、3日となったのも、休みの期間中に急に明日から行きますと言われても、どう周知するかとか学校も困ってしまうので、行けるなら2と3しかないかなとか。

あとは、今回イチョウ並木の部分を実は開けさせたのですけれども、今まで開けられなかったので、ぐるっとものすごい近いのに歩いて何キロも歩かなければいけないという感じの入り方しかできなかったので、そこを開けてもらうだけで、何百メートルだかちょっと歩けばもう会場なのです。ですから、色々なちょっと注文を試みたのです。

したところ、チケットの枚数はやはり組織委員会が言う5,000枚、あの会場に5,000人以下に絶対しなければいけないので、それはもう無理だという回答が来て、一部の配給だったらできるよという回答があったので、どうするかと考えたときに、今までは公共の交通機関で行くというふうになっていたもので、それはちょっともうこの状況でと私たちも「うーん」というところがあったので、バスの貸し切りでそこまで、イチョウ並木までつけられれば、ちょっと歩いてすぐ見て帰ることができるのと、席も2倍以上開けて座るので、私と中村先生ぐらいのスペースをあけて座れるというふうな形では聞いています、というところがあったので、どうするかと。

今回、やはり小6から中3までが、去年はもう宿泊行事から何も行けていないので、そういったところも見て、配給される枚数もたまたまというか、そのぐらいの枚数しかなかったもので、ではそこを優先して考えたかどうかという案を考えて、ちょっとみんなでもんだ上で、部長の方からも先

生方の方にご意見を頂いてというような形になったというところでは。

なので、公共の交通機関をやめたのと、席が倍になっているというところですかね。あと、時間も大体向こうに1時間ぐらいいて、帰ってくるような予定にはなっていないです。

○中村委員 だから、柔軟な対応をしてきたということですか。

○教育指導担当課長 そうですね。

○中村委員 それはオリンピック委員会が柔軟な対応をした。

○教育指導担当課長 東京都を挟んで、オリンピック委員会に申し入れている。

○中村委員 では……は東京都ですよ、東京都からそういう。

○教育指導担当課長 組織委員会もです。

○中村委員 東京都は経由しているだけ。

○教育指導担当課長 そうです。経由しているのですけれども、ちょっとは権限があつて、そこについては駄目だとか、何かちょっと難しいところがあるみたいなのですけれども、1日もう5、6回電話して、やり取りをしてというのをずっと繰り返して、一応そういう状況が整った段階でどうするかというところだったので。

○中村委員 7月のオリンピックのときにはもう一切。

○教育指導担当課長 聞いてくれなかったです。

○中村委員 そういうのはなし。

○教育指導担当課長 とてもしつこく連絡して、色々チケット欲しいだとか、色々勝手なことを言ったのですけれども、本当は駄目だと言われていたのに、勝手なことを言い続けていたというところは正直あるのです。

○中村委員 オリンピックのときは、東京都としては最終的に中止。

○教育長 最終的に判断したのは東京都ですよ。だから、その段階で区の判断は何もできないですね。

○教育指導担当課長 そうなのです。でも、その前にうちは判断したのですね。

○中村委員 なかなか。やはり行けない子たちや、その親とか、もともとこんな状況だから、もう仮に行けても行かせないという親もいるだろうし、逆にそこまで安全対策を取っているのならぜひ行かせたいのだけれども、なんで6年生以上なのという。

○教育指導担当課長 そうなのですよね。

○中村委員 そういう人たちに対する説明として、やっぱり今みたいなことを言っていたら、そうかと。それは苦渋の選択だし、6年生以上に限るのも合理的な理由があるのかなと思うのですけれども、それがないと「なんで……」とみんな思うと思うのですよね。

○教育指導担当課長 なので、まず幼稚園生から中学3年生まで全員で、まず明日なのですけれども、全員にメールを出して、その旨が分かる文書をお送りします。その後、学校ごとに時間が違うので、学校が、本来子どもたちが行くかとかやるのですけれども、時間もないので、こちらからタブレットとかを使って、電子で取ります。その集約したものをこちらで、誰が行くとなっている

ものを基に、学校に返して、学校も困らないような形をしてというところはすごく、何度も練ってはやってはいます。

○中村委員 なるほどね。これって権限の問題なのですからけれども、学校観戦をさせるか、させないかというのは、都のレベルだと都庁、知事が持っているのですか。

○教育指導担当課長 東京都の場合は、本来は連携観戦事業自体が本当は東京都教育委員会だと思うのですよ。ただ、うちの場合は色々、サントリーホールに行くだとか、そういう事業として捉えているので、事務局の判断という形なのですが、やはり先生方にも色々伺ったりした方がこちらも安心なので、すみません、色々ご意見も伺わせて頂いてというような形を取らせていただいています。

○中村委員 この間の小池都知事の発言がすごい気になっていて、わざわざ夜に臨時の教育委員会を開かせて、4人がみんな反対している。しかも明確に反対しているのに、翌日のインタビューで「いえ、あれはあくまで意見ですから」みたいなことを言われたから、「ああ、知事の権限にあるのかな」と思って。だったらあんな急に教育委員会開く必要ないでしょうと思ったのですよ。

○教育指導担当課長 確かに。

○中村委員 で、区が決定したのが下りてきている。いや、都が決定してやるということになったから、こういう色々な細かな条件の対応をしてくれたら、では区としてはやりましょうと。最初やらないと考えていたのだけれども、それをやろうと。

○教育指導担当課長 そうです。やる前にまず情報を聞いて、それでやった上で、「うちは断ることもあります」ということは話していたのですね。勝手にもう行く、やる気ありでやるのもちょっと違うかなと思ったので。まずは色々聞いた上で、色々な可能性があった上で、ちょっと確認して判断したいなというところだったので。

○中村委員 分かりました。そこら辺はやっぱり、特に行かれる父兄とかから何かクレームみたいな、電話とかが来そうなので、そこら辺は念頭に置いて説明された方がいいのではないかなと思います。

○教育指導担当課長 承知いたしました。指導主事がちょっと丹精込めてつくったワークシートがあるので、行かない子とか、ほかの学年もQRコードを取ると、自分が好きなパラスポーツが調べられて、映像が見た上でちょっと書き込んで調べていけるような、わくわくするようなシートとかもつくったので、そういうものも活用して、行けない学年は残念なのですが、ちょっと活用をやろうかなとか、そういうことも入れて頑張っていきたいなと思ってございますので、ありがとうございます。

○中村委員 いえいえ、ちょっと気になったので、お伺いしました。

○寺原委員長 今の意見に関連して2点追加で、おっしゃっていたのが私も気になっていたのと、保護者の観点で気になる点があと2点あって。

今回、これ安心・安全で行くのだとしたら、普段、結構色々なことを諦めていると思うので、そのことのバランス。オリンピックのバランスもそうですけれども、これはやって、ほかはやらないの

かというところの納得感がないのではというのが1点。

児童は、行く、行かないを一応希望することができると思うのですけれども、付き添いの学校の先生方もきちんと、自分は感染が不安だから行きたくないとか、そういうことが言える立場にあるのかどうかという点が1点。その2点について、ご意見を伺いたいのと、そのQ&Aは用意しておく必要があるかなと。

○教育指導担当課長 まず、諦めてしまった行事とかそういうのがあるのは、今、なるべく都の措置とかを受けた上で、私たちがガイドラインを毎回改定してというふうにはしているのですが、なるべく子どもたちがやれるような実施の方向でというのを常に考えているので、今なるべく公共機関を使うのが人数少なくてとか、バスを用意するとか、そういうので遠足とか社会見学とかもできるような形ではさせてもらっているんで、そこはもう協議して学校とやっていくものかなと思っているので、今後はなるべくそれが実施できるような形でというふうなことを学校とも協議して、目指しています。

2点目の先生たちが云々というところについては、引率の数も実は決まっています、20人に1人とか決まっています。あとは、学校に残られる子どもたちもいるかなと思うのですね。小学校で言うと6年生だけ、中学校で言うと1、2、3全部なのですけれども、なのでそこはバランスを見ていきながら、行きたい人、行きたくない人ではなく、何かあったときに申し入れやすいような環境について、やっぱり学校もしっかりそれをつくっていることだと思うので、そこはしっかり学校と協議して、ちょっと私たちが行ける人、行けない人を何とかというよりは、学校の方でしっかりさせていただければなと思っていますところなんです。

○寺原委員 先生もお仕事でもあるから、難しい判断だと思うのですけれども、担任が当然連れていく。多分普通はそうなるだろうなと想像するのですけれども、もし気になる方がいたら、何か申し入れができる環境は必要かなとは。

○教育指導担当課長 そこはちょっと、いきなり私どもが言うのはあれなので、校長会長とかとやり取りをしているので、そんな心配をしてくださっていますということは、内々で申したいと思います。ありがとうございます。

○教育長 山内委員、どうぞ。

○山内委員 2点ありまして、まず一つは今のことに関連してですけれども、教職員の接種率のこと。さっき伺ったこととも関連するのですが、仮に接種した人が5割か6割いて、接種しない人が3割いるような状況のときに、接種した人はもう安心という感覚で、比較的色々な活動に対して積極的に動いて、逆に接種していない人は不安を抱えながら、だけど、自分は接種していないという意味で、なかなかその不安を言えないという状況を抱えるということが起こり得る。

そういう中で、組織の中でも、教員の中でも、感覚が多分分かれてきたり、あるいはもう意見が対立してくることがあり得るので、やっぱりそこは十分気をつけながら対応することが今後必要だと思います。かなりの割合の人がワクチン接種してくれているとその部分は大分減るのかもしれないけれども、そこがよく分からないところですね。その点で、組織が、教員組織がぴりっとしな

いように、十分気をつけてくださいというのが一つ。

二つ目は、さっきの中村委員の発言に関係するのですけれども、やっぱり多くの人は「なんでパラリンピックだけ。それから今、この状況でなぜ行くの？」とはなると思います。そういう意味では、説明するときに、やっぱりオリンピックのときに本来行くと思ったけれども、それからそのときの東京都の対応と組織委員会の対応が極めて画一的で、全くこちらの希望に対して対応がなかったと。やっぱりそこは率直に書いておかないと伝わらないですよ。

ですから、東京都の教育委員会に対して批判的なことであっても、その画一的な、非常に対応の悪かったことを率直に書く。それは遠慮しないというのが第一だと思います。逆にそれをしなかったら、なんでということになって、逆に港区の教育委員会が批判の矢面に立つことになるので、そこは遠慮しないで、はっきりお書きになったらと思います。

○教育指導担当課長 聞かれたときは結構はっきり言ってしまったりしているのですけれども。

○山内委員 ここで言うだけでは駄目ですよ。保護者に対して言わないと伝わらないですよ。

○教育指導担当課長 承知いたしました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

このパラリンピックの学校連携観戦事業については、私どもも様々な意見のある中、また様々な心配があるというのは重々承知の中で、皆さんを含め、意見交換をさせていただいた訳なのですが、今回、今皆さんの方からも話がありましたように、オリンピックのときとはちょっと対応状況が違う中で、一番我々としては大きいのは、区のバスでそのまま直接行けるということと、ほかの観客がいない訳ですので、そこの接触もないというところでは、当然ゼロということではないのですが、感染リスクとしては非常に低いものではないのかなというところもあります。

それと、この間、緊急事態宣言が延びに延びるという中で、我々とすれば色々な事業、イベントの中で、リアル体験を子どもたちにさせていきたいというのは、常日頃追及はしているのですが、とはいえ現実問題としてどんどんどんどん後半の方にずれてきているという中で、せっかくこの多様性という中でのこのパラリンピック、色々な障害の方が一生懸命頑張っている姿をぜひ見せてあげたいという思いもありますので、当然そこは感染症対策、そして熱中症対策、それとそれでもやっぱり心配だという方は、行かなくてもいいという。ただ、行かないだけで休みということではなくて、そこは出席扱いにする中で、また先程担当課長から話がありましたけれども、それに代わる色々な授業の仕方も含めて、万全の体制を取っていきたいと考えております。

この件について、武井区長の方とも意見交換をする中で、教育委員会として、そういう立場の中で、子どもたちにリアルな体験をさせたいということであれば、区としてもきちんと応援をしていくということで、このバス代とかそういうようなものは、本来全くなかったものを財政的にも援助してくれるという話もあって、そういう面で我々としては決断したところもありますので、今日以降、議会等、区民の皆さん、保護者も当然なのですが、話をしていく中で、もうオリンピックのときも、実は色々なところから、どちらかというか反対の意見でお話が来たこともありますので、今皆さんからご示唆いただいた意見を踏まえて、きちんと説明できるように用意の方をしていきたい

と思いますので、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

先程山内委員の方から話がありましたように、子どもたちの色々な体験という中、また寺原先生からも話がありましたように、それについては、緊急事態宣言はやっぱり都県境をまたいで駄目というのが大きく出てしまっていますが、まん延防止等になってきたときにはその辺を踏まえて、不要不急というお話もこの前ありましたけれども、その中で、できるだけ学校現場と調整する中で、子どもたちにぜひ色々なことは経験させたいなと思っております。

1年だけではなくて、もう2年というふうな状況になって、ではこれが2年で終わるかというのを3年というふうになってきた中で、「じゃあしょうがないよね」で通すのがいいのかどうかというところもありますので、この辺はまた皆さんとぜひご相談をさせていただきながら、できるだけ子どもたちに何が一番いいのかというのをまた追及していきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

「閉会」

○教育長 本当に長時間にわたりまして、申し訳ありませんでした。これもちまして閉会とさせていただきます。次回は、先程の打合せでもお話差し上げたように、9月13日月曜日午前10時からということで、よろしくお願いをしたいと思います。

長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 山内 慶太